

平成 30 年 9 月 28 日

各部（局）長 様

企 画 部 長

平成 31 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、羽島市予算の編成及び執行に関する規則第 3 条の規定に基づき、市長の命を受けて平成 31 年度予算編成方針を定めたので通知する。

記

1 経済の状況と国の動向

日本経済については、内閣府発表の9月月例経済報告では、景気は緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされている。

国の動向については、平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（以下、「PB」という。）の黒字化を目指すこととしている。この実現に向けては、団塊世代が75歳に到達し始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととしており、この期間の初年度にあたる2019年度予算では、社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針に沿った予算編成を行うこととしている。

地方財政については、地方の歳出総額に占める一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしているが、国・地方を合わせたPBの黒字化に向けて、臨時財政対策債等の発行額は圧縮していくこととしている。

今後についても、こうした国の動向を注視しつつ、平成31年10月に実施が見込まれる消費税率の引上げや幼児教育の無償化など、各種制度改正等に伴う本市財政への影響に留意する必要がある。

2 本市の財政状況

歳入については、その根幹をなす市税収入が平成 29 年度決算において 2 年連続で前年度を上回り、リーマンショック以前と同水準の約 91 億円となっている。しかしながら、市税収入の増加は地方交付税や臨時財政対策債の減少につながり、経常的に収入される一般財源総額は、ほぼ横ばいとなっている。

歳出については、平成 28 年度以降、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設の稼働停止に伴う可燃ごみの県外搬出・処理費用等の増加により経常的な支出が高止まりする中、定年退職者数の減少等に伴う人件費の増加や生活保護扶助費、訓練等給付費及び障害児通所等給付費等の扶助費の増加など、経常的な支出のさらなる増加が続いている。

このため、本市の経常的な収入に占める経常的な支出の割合は上昇しており、平成 29 年度の経常収支比率は、前年度から 0.8 ポイント上昇し 96.2%となっている。この数値は、平成 20 年度（99.3%）以来 2 番目に高く、県内 42 市町村の中でも前年度に引き続き最も高い見込みであり、本市の財政状況は他市町村と比較しても硬直した非常に厳しい状況にある。

3 本市の財政見通し

本市においては、全国の自治体が共通して抱える人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少による税収の減少と高齢者医療費等の社会保障関係費の増加、そして大部分が高度経済成長期の急激な人口増加に対応して整備された公共施設等の老朽化に伴う施設の維持・更新費用の増加といった財政課題に加え、市役所新庁舎の建設、次期ごみ処理施設の建設及び市民病院の維持・経営改善という市独自の 3 つの大きな課題を抱えている。この点だけを捉えても今後の本市の財政見通しは、他自治体と比較してより厳しいものとなることが予想される。

こうした中で平成 30 年度中期財政見通し（別紙 2 参照）においては、平成 31 年度の歳出総額を人件費や扶助費等の経常的な支出の増加や市役所新庁舎の建設に要する費用等を見込んだ上で約 234 億円とし、約 11 億円の財源不足が生じると見込んでいる。

この財源不足については、財政調整基金からの繰り入れにより補填することとしているが、引き続き平成 32 年度以降も経常的な支出の増加や多額の財源不足が見込まれる。このため、主要課題への対応と同時並行して、将来に向けた持続可能な財政基盤の確立のため事業計画の見直しや行財政改革に継続的に取り組みつつ、平成 31 年度予算の編成に当たっては、これまで以上に厳しい態度で臨む必要がある。

4 予算編成方針

平成 31 年度予算の編成に当たっては、昨年度同様に「ゼロベース積み上げ方式」による予算編成を行うこととし、持続可能な財政基盤の確立に向けて、より厳しい態度で予算査定に臨むこととするため、各部局においては要求額の徹底した精査を行うこと。

なお、要求に当たっては、以下の「(1) 基本的な考え方」及び「(2) 留意事項」を踏まえた対応とすること。

(1) 基本的な考え方

① 経常的経費の抑制

- ・ 本市の経常収支比率は、平成 28 年度以降 90%を越え、今後も高齢化の進展に伴う扶助費をはじめとする社会保障関係費の伸び等に伴い上昇し、財政の硬直度高いが悪化することが見込まれる。こうした中で、特に魅力ある施策を実施するためには、経常的経費の抑制・削減による財源の捻出が不可欠であることから、その見直し・抑制に積極的に取り組むこと。
- ・ 法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に市単独事業（国・県事業への市上乗せ分を含む）については、廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。

② 「選択と集中」の理念に基づく財源配分

- ・ 限られた財源で激変する社会の状況や山積する課題に的確に対応するため、事業の財源性、実現性、発展性、継続性等を踏まえた事業の優先順位を定めながら、「選択と集中」の理念で真に必要な事業に財源を重点的に配分する。

③ 「羽島市第六次総合計画」等に沿った施策の継続

- ・ 羽島市まちづくり基本条例の理念である「市民を主体としたまちづくり」に配慮しつつ、引き続き、「羽島市第六次総合計画」や「羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を展開する。

④ 平成 30 年度当初予算額を要求上限額とする（ゼロシーリング）

- ・ 予算要求に当たっては、平成 30 年度当初予算額を要求上限額とするが、要求上限額には平成 30 年度当初予算額に計上している特殊要因に係る予算額は含めないこと。
- ・ 要求額の積算に当たっては、消費税率の引上げに伴う影響額や通年所要額を適正に見込んだ上で、要求上限額を超える部分については、事務事業の見直しを図ることにより要求上限額の範囲内に収めて要求すること。
- ・ 課内で調整できない場合には、部局内で調整の上、要求上限額の範囲内に収めて要求すること。
- ・ 法定扶助費や職員の平均年齢の上昇に伴う人件費の増加等、義務的な負担が必要な経費についてはこの限りではない。

(2) 留意事項

① 前例踏襲による安易な予算要求は慎むこと

- ・ 前例踏襲という固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。現在本市が置かれている状況、今日の社会情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から、経費の縮減に努めることはもちろん、事業の休廃止やスローダウン、執行体制の見直しなど、積極的かつ大胆に見直しを行うこと。
- ・ 類似・重複事業については、部局横断的な視点で事業の再構築を進めること。
- ・ 近隣自治体の実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性を踏まえて高い水準を維持すべき特別な場合を除いては、実施水準の見直しを行うこと。

② 新規・拡充事業の政策立案とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ・ 新規・拡充事業の政策立案、既存事業の見直しに際しては、各種統計など客観的なデータを活用した分析を徹底することで、必要性の検証を行い、現状の課題、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。
- ・ 新規・拡充事業を検討する場合には、既存他事業のスクラップによ

り捻出した財源をもとに予算要求を行うこと。スクラップによる財源捻出が見られない事業についての予算要求は認めない。

③ 部局長による部内調整の強化（部局単位での定数管理の推進等）

- ・ 部局長は、担当部局としての立場だけでなく市全体の厳しい財政状況も踏まえた立場で、担当部局の予算調整を行うこと。
- ・ 部局長は、担当部局の予算調整に当たっては、各部局が主体的かつ責任を持って事業の見直しに取り組めるよう、マネジメント機能を最大限に発揮すること。
- ・ 部局長は、各課の業務量や繁忙期を的確に把握し、嘱託職員等を適宜、組織横断的・流動的に動かすことで、部局全体の超過勤務時間や嘱託職員数等の削減が図れるよう、部局内の定数管理に努めること。
- ・ 部局内で新規・拡充事業の要求がある場合には、スクラップにより捻出した財源をもとに予算要求されているかチェックすること。

④ 外部指摘事項等への適切な対応

- ・ 市議会、包括外部監査及び内部監査等から指摘のあった事項のほか、昨年度より実施している事業仕分けでの議論や市民判定人の市民目線による判定結果等については、公益上の必要性・財源性等を客観的・総合的に判断した上で適切に対応すること。

⑤ 公共施設等ファシリティマネジメント（FM）の徹底

- ・ 平成 28 年 3 月に策定した「羽島市公共施設等総合管理計画」及び各部局が策定を進めている個別管理計画に基づき、それぞれが所管する公共施設等について、長期的な視点に立って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化に取り組むこと。
- ・ 個別管理計画の未策定施設については、個別管理計画の策定経費を予算要求すること。なお、計画未策定施設の維持補修費用は、必要最小限の額を予算要求すること。
- ・ 個別管理計画の策定に当たっては、今後の人口動態等の数値的根拠も踏まえた市民ニーズの変化を予測しつつ、本市の財政状況に合致した実効性のある計画とすること。

⑥ 人件費の抑制

- ・ 職員の平均年齢の上昇や平成 32 年度の会計年度任用職員制度の導入

により、今後も人件費の増加は避けられない。このことから、人件費（嘱託職員及び臨時雇用職員含む）については、真に必要とされる人数・雇用形態等を検証した上で、所要額を予算要求すること。

- ・ 正規職員等の配置数の減少に対しては、事務事業の見直しによる対応を基本とし、安易に嘱託職員等で補うことは想定しないこと。

⑦ 社会保障関係費の適正要求

- ・ 社会保障関係費については、歳出総額に占める割合が大きく財政に与える影響が大きいことから、近年の対象者数等の増減率だけでなく人口、世帯、就業人口及び年齢別人口構成割合等の推計値など、あらゆるデータに基づき適正額を見積もること。
- ・ 消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分相当額については、現行制度では地方交付税が減額されることにより相殺されることから、社会保障関係費にかかる新規事業・拡充事業を検討する場合においても、既存事業のスクラップによる財源捻出を図ること。
- ・ 安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがないように、常に受益者負担の適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

⑧ 業務委託の精査

- ・ 業務委託については、市が行う業務と委託で行う業務を明確にすること。
- ・ 計画策定、調査研究等の業務委託については、専門的な知識・技術を要し職員が行うことが困難であるもの、職員が行うと著しく非効率なものなど、十分な合理性が認められるものに限定すること。
- ・ 過年度に類似の計画策定等の業務を委託している場合には、その効果を十分に検証すること。
- ・ 類似する委託業務については、部局の内外を問わず一括発注による事務量の軽減、スケールメリットの発現に努めること。

⑨ 補助金及び交付金の適正化

- ・ 補助金等については、時代・状況の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等、十分な精査と検証、徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いものについては、積極的に廃止するか、事業の終期を設定すること。

- ・ 団体等の運営費補助については、事業費補助へ見直しを行うこと。
- ・ 見直しに当たっては、交付先団体との事前調整を徹底すること。
- ・ 補助金等を財源として、交付先団体から第三者が実施する事業等に支出がなされている場合（特にイベント事業への助成など）には、当該支出の目的まで踏み込んで、その必要性を精査すること（業務委託においても同様）。
- ・ 補助金等の新設は原則として認めないこととするが、緊急な行政課題によりやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証し、必ず終期を設定すること。

⑩ 歳入確保に向けた取り組みの推進

- ・ 市税の課税対象の正確な把握、収納率の向上、ふるさと納税、基金繰入、市有財産の有効活用、広告事業の拡充、外部資金の活用等を積極的に検討し、あらゆる創意工夫により財源の確保に努めること。

⑪ 国・県の動向の的確な把握と対応

- ・ 国・県の新年度予算編成の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、予算への反映に努めること。特に、国・県の補助事業については、他自治体の活用事例を情報収集し、補助対象となるものは積極的に活用すること。
- ・ 補助の打ち切り、補助割合の変更等がある場合には、市単独事業等として引き続き実施する必要性を十分に検証し、事業の統廃合や規模縮小など事業内容の見直しを行うこと。

⑫ 特別会計の運営原則の徹底

- ・ 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、財源不足を漫然と一般会計に依存することなく、業務運営の合理化を進めるとともに、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善等により、一般会計からの繰出金等の抑制に努めること。特に地方公営企業繰出金については、基準内と基準外を明確に区分すること。

過年度決算額（一般会計）

1 主な歳入

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 市税	8,567	8,683	8,681	8,878	9,098
2 地方消費税交付金	566	698	1,176	1,060	1,116
3 地方交付税	3,144	3,113	3,180	2,938	2,770
4 国庫支出金	2,805	2,658	2,927	3,037	2,696
5 県支出金	1,430	1,417	1,532	1,518	1,604
6 繰入金	437	702	12	831	656
7 繰越金	1,447	1,103	1,304	580	807
8 市債	1,349	1,678	1,601	2,527	1,205
うち臨時財政対策債	1,091	1,179	1,057	867	885

2 主な歳出

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 人件費	2,911	2,998	3,026	2,966	3,132
2 物件費	2,607	2,790	2,913	3,570	3,746
3 維持補修費	64	70	117	174	161
4 扶助費	4,585	4,994	5,056	5,106	5,345
5 補助費等	1,630	1,625	1,768	2,146	1,650
6 公債費	1,979	1,868	1,686	1,657	1,483
7 繰出金	3,064	3,030	3,276	3,213	3,160
8 普通建設事業費	1,628	1,986	2,123	2,780	1,434

3 基金及び市債の残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政調整基金残高	3,310	3,556	4,594	4,006	3,890
庁舎建設基金残高			150	300	410
市債残高	16,093	16,118	16,219	17,242	17,090
うち臨時財政対策債	8,796	9,576	10,163	10,483	10,783

4 財政指標

(単位：財政力指数を除き%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政力指数	0.72	0.72	0.73	0.74	0.76
経常収支比率	90.2	91.5	86.8	95.4	96.2
実質公債費比率	10.2	8.5	6.9	5.8	5.0
将来負担比率	40.5	34.3	17.2	24.8	16.7

※ 財政健全化法に基づく早期健全化基準は、実質公債費比率25%、将来負担比率350%

平成30年度中期財政見通し（一般会計）

1 歳入

(単位：百万円、%)

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	(当初予算)	前年比		前年比		前年比		前年比
1 市税	8,700	2.8	8,820	1.4	8,791	▲ 0.3	8,549	▲ 2.7
2 譲与税、各種交付金	436	8.2	419	▲ 3.9	382	▲ 8.8	382	
3 地方消費税交付金	1,100	4.8	1,261	14.6	1,423	12.8	1,423	
4 地方交付税	2,541	▲ 9.8	2,526	▲ 0.6	2,384	▲ 5.6	2,540	6.6
5 分担金、使用料等	810	84.9	742	▲ 8.3	661	▲ 10.9	658	▲ 0.4
6 国庫支出金	2,687	1.3	2,783	3.6	2,903	4.3	2,911	0.3
7 県支出金	1,605	▲ 0.0	1,632	1.7	1,651	1.2	1,685	2.0
8 財産収入、寄附金、諸収入	344	▲ 7.1	263	▲ 23.4	310	17.8	263	▲ 15.3
9 繰入金	1,258	▲ 2.9	1,430	13.7	2,108	47.4	1,696	▲ 19.6
10 繰越金	300		300		300		300	
11 市債	1,368	4.9	3,177	132.2	3,934	23.8	995	▲ 74.7
うち臨時財政対策債	870	▲ 5.9	885	1.7	885		885	
合計	21,150	2.2	23,354	10.4	24,848	6.4	21,402	▲ 13.9

2 歳出

(単位：百万円、%)

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	(当初予算)	前年比		前年比		前年比		前年比
1 人件費	3,269	0.4	3,345	2.3	3,418	2.2	3,469	1.5
2 物件費	4,297	9.8	4,369	1.7	4,281	▲ 2.0	4,255	▲ 0.6
3 維持補修費	159	▲ 48.6	140	▲ 12.0	126	▲ 10.0	167	32.9
4 扶助費	5,329	2.8	5,389	1.1	5,464	1.4	5,557	1.7
5 補助費等	1,595	▲ 29.7	1,685	5.6	1,554	▲ 7.8	1,524	▲ 1.9
6 公債費	1,546	1.8	1,510	▲ 2.3	1,608	6.5	1,757	9.2
7 積立・出資、貸付金等	250	▲ 4.1	156	▲ 37.6	157	0.9	159	0.9
8 繰出金	3,263	21.8	3,326	1.9	3,305	▲ 0.6	3,369	2.0
9 普通建設事業費	1,423	9.5	3,415	140.1	4,915	43.9	1,125	▲ 77.1
10 予備費	20	33.3	20		20		20	
合計	21,150	2.2	23,354	10.4	24,848	6.4	21,402	▲ 13.9

3 基金及び市債の残高

(単位：百万円)

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		増減額		増減額		増減額		増減額
財政調整基金残高	3,601	▲ 289	3,208	▲ 393	2,213	▲ 995	1,340	▲ 873
庁舎建設基金残高	710	300	400	▲ 310		▲ 400		
市債残高	17,174	84	18,936	1,763	21,358	2,422	20,706	▲ 652
うち臨時財政対策債	11,006	223	11,146	139	11,226	81	11,277	50

4 財政指標

(単位：%)

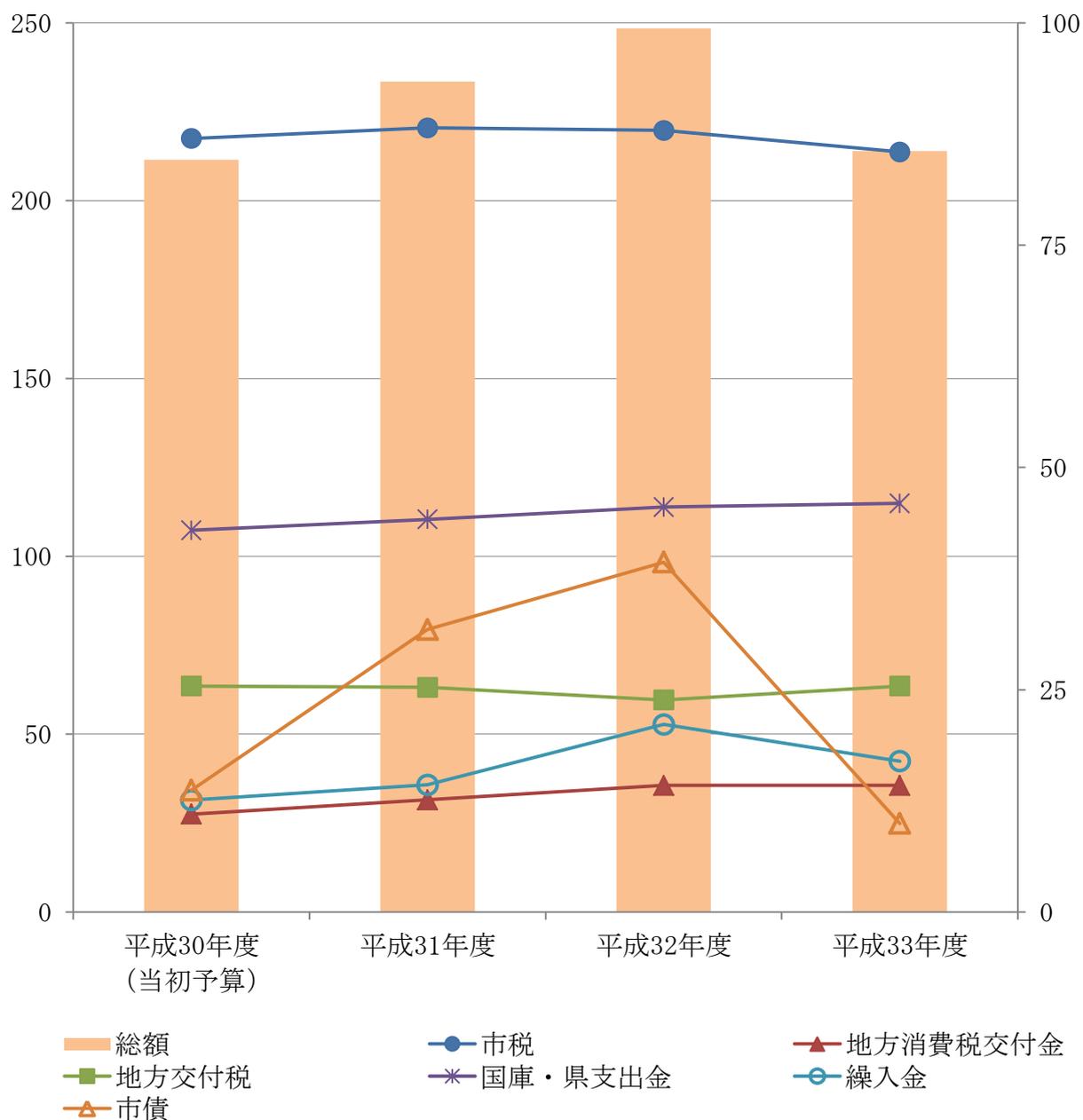
	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		増減値		増減値		増減値		増減値
実質公債費比率	4.7	▲ 0.3	4.5	▲ 0.2	5.2	0.7	5.9	0.7
将来負担比率	13.0	▲ 3.7	29.8	16.8	59.8	30.0	66.5	6.7

※ 財政健全化法に基づく早期健全化基準は、実質公債費比率25%、将来負担比率350%

5 参考資料（推移グラフ）

(1) 歳入総額と主な歳入項目

（単位：億円）

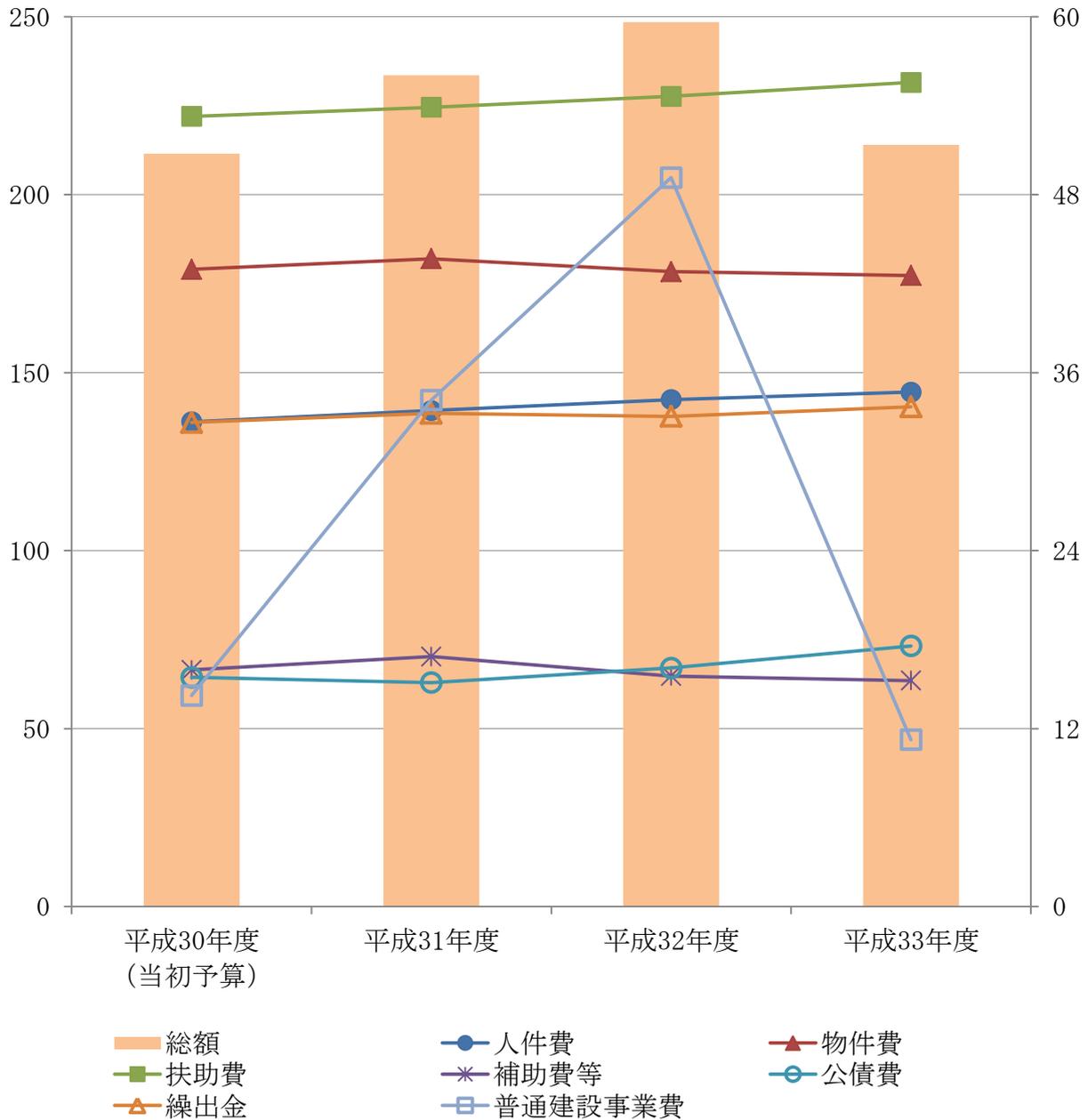


（単位：億円）

	平成30年度 (当初予算)	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総額	211.5	233.5	248.5	214.0
うち 市税	87.0	88.2	87.9	85.5
地方消費税交付金	11.0	12.6	14.2	14.2
地方交付税	25.4	25.3	23.8	25.4
国庫・県支出金	42.9	44.2	45.5	46.0
繰入金	12.6	14.3	21.1	17.0
市債	13.7	31.8	39.3	9.9

(2) 歳出総額と主な歳出項目

(単位：億円)

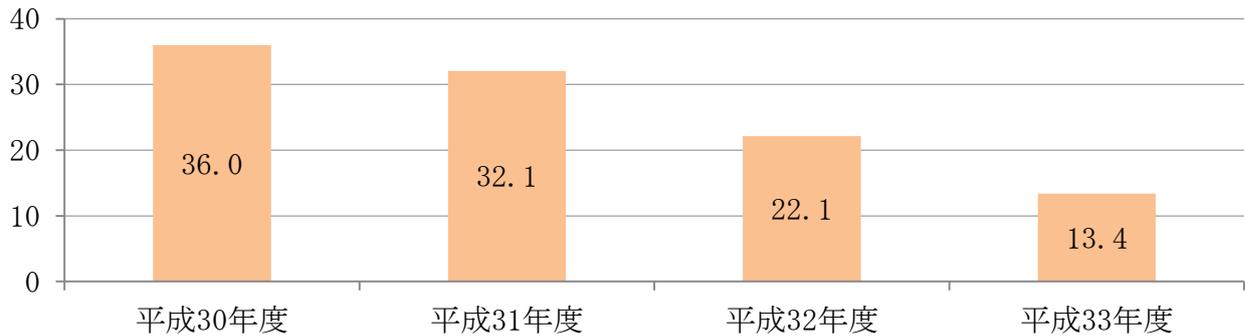


(単位：億円)

	平成30年度 (当初予算)	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総額	211.5	233.5	248.5	214.0
うち 人件費	32.7	33.4	34.2	34.7
物件費	43.0	43.7	42.8	42.6
扶助費	53.3	53.9	54.6	55.6
補助費等	16.0	16.9	15.5	15.2
公債費	15.5	15.1	16.1	17.6
繰出金	32.6	33.3	33.0	33.7
普通建設事業費	14.2	34.1	49.2	11.3

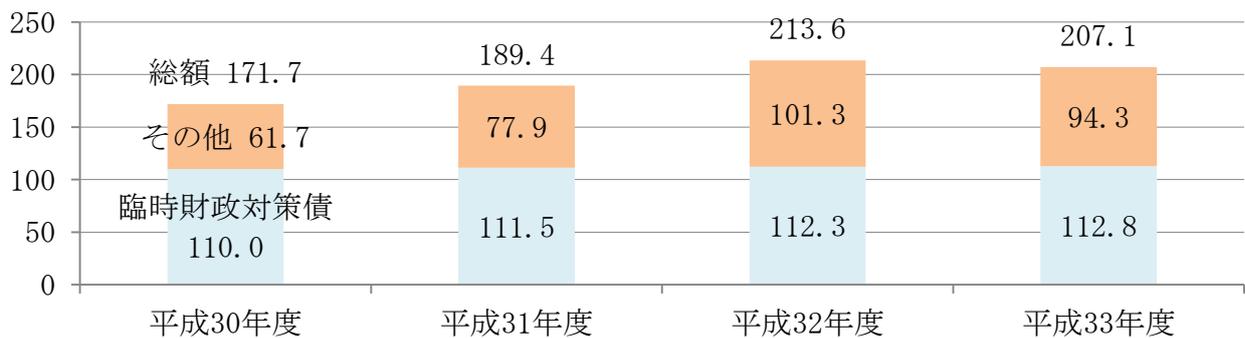
(3) 財政調整基金残高

(単位：億円)



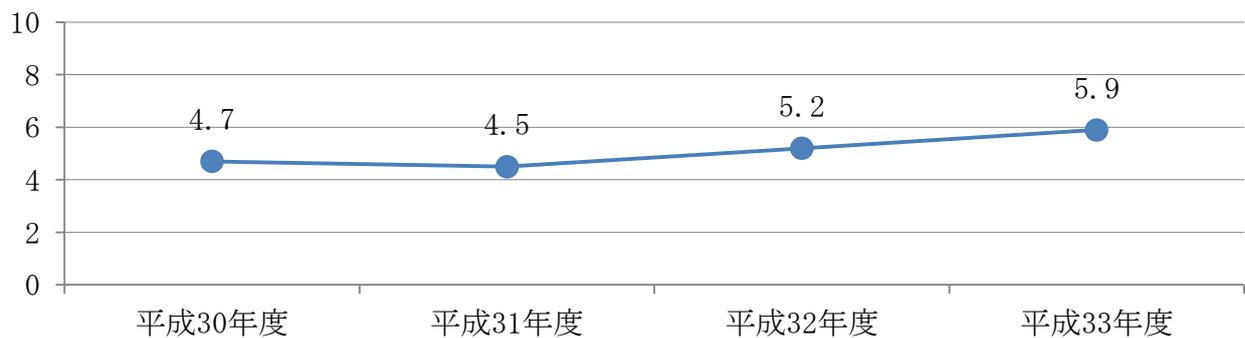
(4) 市債残高

(単位：億円)



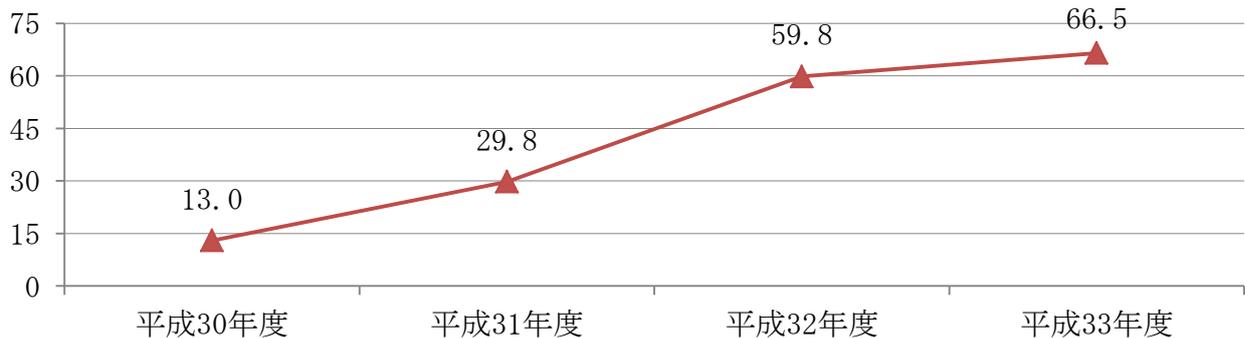
(5) 実質公債費比率 (財政健全化法上の早期健全化基準：25%)

(単位：%)



(6) 将来負担比率 (財政健全化法上の早期健全化基準：350%)

(単位：%)



6 作成の前提条件

- ・平成30年度当初予算額を基本として、今後見込まれる主要事業等の増減から推計
- ・現行の行財政制度等については、今後も変更がないことを前提に推計
- ・ただし、平成31年10月に実施が見込まれる消費税率の引上げに伴う影響は考慮

【歳入】

	推計の考え方
1 市税	○ 過去の実績、人口推計、消費税率の引上げに伴う景気動向、法人市民税率の引き下げ等を考慮
2 譲与税、各種交付金	○ 過去の実績や「平成31年度の地方財政の課題」の内容を考慮 ○ 森林環境譲与税（仮称）の新設、消費税率の引上げに伴う自動車取得税交付金の廃止を考慮
3 地方消費税交付金	○ 消費税率の引上げに伴う影響を考慮
4 地方交付税	○ 基準財政収入額に算入される市税と地方消費税交付金、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債発行可能額等の増減を考慮
5 分担金、使用料等	○ 過去の実績等を考慮 ○ 消費税率の引上げに伴い実施が見込まれる幼児教育の無償化の影響として、無償化対象幼児の保護者負担金を減額
6 国庫支出金	○ 過去の実績、国庫支出金の交付対象となる主要事業（主に扶助費、普通建設事業費）等の推計事業費を考慮 ○ 消費税率の引上げに伴い実施が見込まれる幼児教育の無償化の影響として、無償化対象幼児の保護者負担金相当額を増額
7 県支出金	○ 過去の実績、県支出金の交付対象となる主要事業（主に扶助費、普通建設事業費）等の推計事業費を考慮
8 財産収入、寄附金、諸収入	○ 過去の実績等を考慮
9 繰入金	○ 財源不足を財政調整基金で補填するものとして推計
10 繰越金	○ 30年度当初予算額と同額を横置き
11 市債	○ 普通建設事業費の推計額と過去の実績等を考慮 ○ 31,32年度は、市役所新庁舎建設事業の本体工事費に係る市債発行を考慮

【歳出】

	推計の考え方
1 人件費	○ 過去の実績、定員管理適正化計画に基づく職員数の増減、職員の平均年齢の動向等を考慮 ○ 32年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴う影響は考慮していない
2 物件費	○ 過去の実績等を考慮
3 維持補修費	○ 施設修繕計画等を考慮
4 扶助費	○ 過去の実績や人口推計等を考慮 ○ 消費税率の引上げに伴い実施が見込まれる幼児教育の無償化については、全額国費で実施されるため一般財源負担額の増加は見込んでいない
5 補助費等	○ 過去の実績等を考慮 ○ 次期ごみ処理施設の建設に係る環境影響評価や旧ごみ処理施設の解体に係る組合債の元利償還開始に伴う岐阜羽島衛生施設組合負担金の増加を考慮
6 公債費	○ 29年度までの借入実績、30年度以降の借入見込みを考慮 ○ 32年度より北部学校給食センター建設事業、33年度より市役所新庁舎建設事業に係る市債元金の償還開始を考慮
7 積立・出資、貸付金等	○ 過去の実績等を考慮
8 繰出金	○ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金は、過去の実績や人口推計等を考慮 ○ 30年度にインター北土地区画整理事業、31年度に駅北本郷土地区画整理事業の事業完了を考慮
9 普通建設事業費	○ 必要とされる社会資本の整備・更新と進捗見込み等を考慮 ○ 31～33年度は、市役所新庁舎建設事業の工事費を考慮
10 予備費	○ 30年度当初予算額と同額を横置き